

「樹木伐採等作業委託（北区衣笠鏡石町）」仕様書

(担当：松尾、酒井 TEL075-492-3111)

1 件名

樹木伐採等作業委託（北区衣笠鏡石町）

2 目的及び概要

京都市北区衣笠鏡石町において、民地に越境した枝葉等が住民生活の支障となっているため、樹木伐採・剪定・清掃するもの。

3 期間

契約締結の日から令和7年月31日まで

4 場所

京都市北区衣笠鏡石町 地内

5 範囲

箇所図及び写真参考

【位置図】



6 内容

業務範囲内の樹木を伐採及び剪定、清掃作業を実施すること。
現場で発生した幹や枝葉等を適切に処分すること。

7 見積項目

樹木伐採等作業委託 一式

(伐採及び剪定等で生じた幹や枝葉等の運搬処分費、飛び石防止措置を含む。)

8 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【留意事項】

- 作業時は、住居、通行人、車両等に対して飛び石等の危険がないように防護ネットを使用する等、万全の処置を講じること。
- 近隣住民や通行人との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 実施日については発注者と事前に協議すること。
- 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。
- 受注者は監督職員から立会いのもと現場説明を受けること。
- 民地での作業が必要となる為、民地管理者と日程調整のうえ、実施すること。（受注決定後、民地管理者の連絡先をお伝えします。）

【現況写真】



【現況写真】

